

合併市に関する調査

記入月日：平成17年1月13日

基礎情報

都道府県・市名	愛媛県・松山市（まつやまし）
合併期日	平成17年1月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	愛媛県松山市二番町四丁目7番地2（旧松山市）
人口（合併直近の国調）	508,266人
面積	428.84 Km ²
議員定数	50人
関係市町村名	松山市、北条市、中島町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	松山市	473,379	289.42	46	15.9
北条市	28,547	102.13	18	23.5	
中島町	6,340	37.29	16	42.4	
合計	-	508,266	428.84	80	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度一般会計当初予算/財政力指数は13～15年度3ヵ年平均

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
	松山市	147,230,000	54,498,000	14,500,000		0.715
北条市	8,636,812	2,250,892	2,690,000		0.432	
中島町	4,471,871	290,655	1,850,000		0.136	
合計	-	160,338,683	57,039,547	19,040,000	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成16年2月17日	解散年月日：平成16年12月31日
内容	名称 松山市・北条市・中島町合併協議会(法定) 開催回数 8回 協定項目数 52項目 松山市・北条市合併協議会(任意)平成15年6月10日～平成16年2月17日 7回開催 松山市・中島町合併協議会(任意)平成15年10月20日～平成16年2月17日 4回開催	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年4月1日～平成27年3月31日	
基本計画の主要項目	環境 自然と調和する安全で安心な暮らしづくり 健康・福祉 互いに支えあい、ふれあう温かな地域づくり 教育・文化 歴史・伝統文化の継承と創造性豊かな人づくり 都市基盤 地域内外の交流を促進するための基盤づくり 産業・経済 多様な連携による新たな魅力・活力づくり 地域自治 自立・協働する地域コミュニティづくり 行財政 簡素で効率的な行財政の推進	
旧市町村庁舎の利活用	検討中	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 4 名 (旧北条市域 3名、旧中島町域
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：62.3万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	合併前の北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を設置する。 審議会は合併建設計画の変更に関する事項、執行状況に関する事項、その他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じて審議する。 各審議会は、委員15名以内をもって組織する。 会議は年1回の定例会のほか、委員の3分の1以上の請求により開くことができる。 審議会の設置期間は、合併の日から5年以内とする。	
地方税に関する特例	有	
内容	事業所税については、北条市域及び中島町域において、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、課税しない。	
合併特例債発行限度額 (億円)	322億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置等)</p> <p>新市の事務所の取扱い 本庁は、現松山市役所本庁とし、合併期日をもって北条市役所、中島町役場及び北条市の各支所を松山市の事務所とする。</p> <p>財産の取扱い 合併時に、松山市は北条市及び中島町の財産(負債を含む)を引き継ぐ。</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱い 松山市議会議員の定数を増加し、北条選挙区については、3名、中島選挙区については1名の増員選挙を1回行う。その後の一般選挙における条例定数及び選挙区の取扱いについては、新市において検討する。</p> <p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 松山市農業委員会は、北条市農業委員会及び中島町農業委員会を統合し、1つの農業委員会とする。北条市と中島町の農業委員のうち、選挙による委員は、松山市農業委員会の委員の残任期間在任し、その後の選挙区及び選挙による委員の定数は合併期日までに条例で定める。</p> <p>一般職の職員の身分の取扱い 合併の際、現にその職に在る北条市及び中島町の一般職の職員が引き続き松山市の職員としての身分を保有するように措置する。</p> <p>事務組織及び機構の取扱い 北条市及び中島町の本庁組織については、原則松山市側に統合する。ただし、住民の生活に急激な変化を及ぼすもの及び統合して松山市側で処理すると非効率となるものについては、当分の間、必要な処理体制を北条市側及び中島町側に置く。</p> <p>国民健康保険事業の取扱い 国民健康保険税の賦課については、平成17年度から松山市の制度・方式に統一し、均一賦課とする。ただし、北条市域及び中島町域においては、松山市の平成15年度の保険料率で算定した保険料と平成16年度の改定保険料率で算定した保険料との差額分について、3年間、申請による減免を行う。</p> <p>介護保険事業の取扱い 介護保険料の賦課については、平成17年度から松山市の料金・制度に統一し均一賦課とする。</p> <p>水道事業 水道料金については、当面、松山市及び北条市の現行料金制度を存続する。平成20年4月1日を目途に料金制度を統一する。</p> <p>下水道事業 合併後の新市における下水道使用料については、平成18年度から同一料金とする。</p> <p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>上水道等における水源確保、水質問題 中島病院の民営化 消防力の強化</p>
---------	--